

地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案概要

1. 目的

地域在来品種等の種苗の保存及び利用等が、農業用植物の品種の多様性の確保及び地域の農業の振興を図る上で重要

→ ① **地域在来品種等**の種苗の保存・利用、② **地域在来農産物等**・その加工品の利用（① + ② = **地域在来品種等の種苗の保存及び利用等**）の促進に関し、必要な事項を定め、施策を総合的かつ効果的に推進

- ・地域在来品種等：地域で長期にわたり栽培されてきた農業用植物の品種その他農業用植物の品種の多様性の確保及び地域の農業の振興を図る上で重要な農業用植物の品種(遺伝子組換え技術・ゲノム編集技術を用いて育成されたものを除く。)
- ・地域在来農産物等：地域在来品種等の種苗を用いることにより得られる収穫物



- ・農業の持続的かつ健全な発展・農村その他の地域の活性化に資する。
- ・食料の安定供給の確保・国民の豊かな食生活の実現に寄与する。



2. 基本理念

- (1) 民間のみでは十分に行われぬおそれがあることに鑑み、国・地方公共団体が積極的な役割を果たすこと。
- (2) 地方公共団体が創意工夫を生かしつつ主体的に取り組むようにするとともに、地方公共団体を国が積極的に支援すること。
- (3) 農業者の権利利益が保護されるよう配慮されなければならないこと。

3. 基本方針・都道府県計画等

- (1) 農林水産大臣は、基本方針を定めるものとする。
- (2) 都道府県・市町村は、都道府県計画・市町村計画を定めることができる。
- (3) 国は、都道府県・市町村に対し、都道府県計画・市町村計画の作成及びこれらの円滑かつ確実な実施を支援するため、情報の提供、助言、財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

4. 国及び地方公共団体の施策

【1】地域在来品種等の種苗の収集及び保存並びに提供等

①地域在来品種等の種苗の収集・保存、②地域在来品種等の種苗の提供及び地域在来品種等に係る情報の提供等

【2】技術の開発及び普及

①地域在来品種等の種苗の長期的かつ安定的な保存に資する技術、②地域在来品種等の種苗の生産に係る技術の開発・普及のために必要な施策

【3】人材の育成及び確保

地域在来品種等の種苗の保存及び利用等に関し専門的な知識・技術を有する者その他の地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に寄与する人材の育成・確保を図るための研修の実施、知識・技術の継承の支援等

【4】連携の強化

- (1) 地域在来品種等の種苗の保存・利用の促進を図るための試験研究機関、大学、農業者団体その他の関係者間の連携の強化に必要な施策
- (2) 地域在来農産物等・その加工品の利用の促進を図るための関係機関、農業者・農業者団体その他の関係者により構成される協議会の設置その他のこれらの者間の連携体制の整備に必要な措置
- (3) 地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進を図るため、地方公共団体と他の地方公共団体との連携を図る

【5】農業者等に対する支援

地域在来品種等の種苗の保存又は地域在来品種等の種苗若しくは地域在来農産物等の生産を行う農業者・農業者団体、地域在来農産物等・その加工品を利用する事業者等を支援するための情報の提供、助言、財政上の措置等

【6】国民の理解と関心の増進

- (1) 地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の重要性に関する国民の理解と関心を深めるための、①地域在来品種等の種苗・地域在来農産物等の生産の体験活動の促進、②学校給食等における地域在来農産物等・その加工品の利用の促進、③地域在来農産物等・その加工品を用いた地域の特色ある食文化に関する広報活動の充実等
- (2) 民間の団体等が行う地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の重要性に関する国民の理解と関心を深めるための活動を支援するための情報の提供、助言等

5. 農業者の意見の反映

地域在来品種等の種苗の保存及び利用等に係る取組を行う農業者の意見を反映させるために必要な措置

※施行期日：公布日から施行